飛行計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 住　　　所　法　人　名　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞担当者氏名　担当者TEL　 |
| 公園名 |  |
| 飛行日時 | 　　年　　月　　日（　）　：　～　：　　年　　月　　日（　）　：　～　：　（予備日） |
| 飛行経路 | 別添資料１のとおり |
| 国の許可・承認の要否 | 許可 | □必　要□許可済 | 東公園、西公園、大濠公園、名島運動公園、天神中央公園及び春日公園の全域並びに中央公園の野球場及び体育館（駐車場含む）以南の区域 |
| □不　要 | 筑豊緑地及び筑後広域公園の全域並びに中央公園の上記以外の区域 |
| 承認 | □必　要□承認済 | □夜間飛行　　□目視外飛行　　□３０ｍ未満の飛行□催しの上空の飛行（□主催者の同意あり）※危険物輸送、物件投下は禁止 |
| 理由 |
| □不要 | 日中・目視内・物件との距離（３０ｍ以上）確保・催しの上空飛行なし・危険物輸送なし・物件投下なし |
| ※国の許可・承認を要する飛行の場合は、国に提出した「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」（添付資料は不要）の写し及び国からの「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」の写しを添付すること。※催しが行われる場所の上空を飛行する場合は、催しの主催者の同意書を添付すること。 |
| 飛行させる無人航空機 | 別添資料２のとおり※国の許可・承認を要しない飛行の場合は、航空局ホームページ「実際に許可・承認を行った事例」中、該当する機種が掲載された箇所のコピーを添付すること。 |
| 現場体制 | 現場責任者 |  |
| 操縦者 |  | 意図した経路を維持しながら飛行できる。 | 適 ／ 否 |
| 撮影担当者 |  |
| 監視補助者 |  |
| 地上注意喚起要員 |  |
| 兼務する場合や補助者等を配置しない場合、問題がない理由 |
| ※国の許可・承認を要しない飛行の場合は、国審査要領様式３「無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」を添付すること。 |
| 事故発生時の対応 | 第三者の物件を損傷した場合や第三者を死傷させた場合の対応 |
| 緊急連絡先 |
| 樹木の上や水面に墜落した場合の機材の回収方法 |
| 第三者賠償責任保険 | 保険会社名　　商　品　名　　補償金額　　（対人）　　　　　円　　（対物）　　　　円 |
| その他 | 次の事項を厳守します。・第三者に対する危害を防止するため、原則として第三者の上空で無人航空機を飛行させないこと。・飛行前に、気象（仕様上設定された飛行可能な風速等）、機体の状況（バッテリーの残量確認、通信系統及び推進系統の作動確認）及び飛行経路（第三者の立入の有無）について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。・取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には飛行を中止すること。・酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。・飛行目的によりやむを得ない場合を除き、飛行の危険を生じるおそれがある区域の上空での飛行は行わないこと。・不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。・物件のつり下げ又は曳航は行わないこと。業務上の理由等によりやむを得ずこれらの行為を行う場合には、必要な安全上の措置を講じること。・無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失が発生した場合は、速やかに公園管理事務所に報告すること。・都市公園の施設を損傷した場合は、公園管理者の指示に従い、原状に復し、又は損害を賠償する。・飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書の原本又は写しを携行すること。 |

※「国の許可・承認」とは、航空法第１３２条ただし書きの許可又は同法第１３２条の２ただし書きの承認を言います。

※「国審査要領」とは、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（平成２７年１１月１７日国空航第６８４号、国空機第９２３号）」を言います。

※「監視補助者」とは、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う者をいい、飛行経路全体を見渡せる位置に配置しなければなりません。

※「地上注意喚起要員」とは、飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者を言います。

別添資料１

飛行経路図

|  |
| --- |
|  |
| 公園名 | ○○公園 |
| 飛行予定日時 | 平成　　年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分 |
| 想定飛行時間 | ○○分間 |

※飛行する順路及び離着陸地点並びに現場責任者、操縦者、監視補助者及び地上注意喚起要員の配置場所を表示すること。

※原則として樹木や池の上空等、第三者の上空を飛行しない経路とし、園路、広場の上空の飛行は必要最小限とすること。

※離着陸及び操縦を行う位置は、操縦への支障や離着陸時の事故防止、公園の一般利用への支障について充分考慮して設定すること。

別添資料２

飛行させる無人航空機に係る資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 無人航空機 | 製造者名 |  |
| 名称 |  |
| 重量（最大離陸重量） |  |
| 製造番号等 |  |
| 仕様が分かる資料（設計図又は写真） | プロペラガード等上前横 |
| 最高速度 |  |
| 最高到達高度 |  |
| 電波到達距離 |  |
| 飛行可能風速 |  |
| 最大搭載可能重量 |  |
| 最大使用可能時間 |  |
| 物件に接触した際の危害を軽減する構造 |  |
| 改造の有無 | □　改造していない／　□　改造している |
| 操縦装置 | 製造者名 |  |
| 名称 |  |
| 仕様が分かる資料 |  |

※国の許可・承認を要しない飛行の場合は、航空局ホームページ「実際に許可・承認を行った事例」中、該当する機種が掲載された箇所のコピーを添付すること。

※改造している場合、国の許可又は承認がなければ許可しません。